

特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準案に関する意見募集の結果について

令和7年11月13日

こども家庭庁成育局保育政策課

特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準案について、令和7年10月10日（金）から令和7年11月8日（土）まで御意見を募集したところ、計11件の御意見をいただきました。

お寄せいただいた御意見の要旨とそれに対する考え方について、内容について整理し、以下のとおり取りまとめましたので、公表いたします。皆様の御協力に深く御礼申し上げますとともに、今後ともこども家庭行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

No.	案に対する御意見の要旨	御意見に対するこども家庭庁の考え方
1	<p>（中略）1時間当たりの利用定員を超えて特定乳児等通園支援の提供を行ってはならない。 →特定教育・保育施設（保育所、幼稚園、認定こども園）及び特定地域型保育事業（小規模保育事業等）では、ただし書により、「（中略）災害、虐待、その他のやむを得ない事業がある場合は、この限りではない。」という規定があります。 乳児等通園支援事業は、全国で実施することとなっており、災害など、緊急やむを得ない事情がある場合の一時的な定員超過の規定を設けておくことも必要ではないかと考えます（ただし書の追記を検討いただきたい）。</p>	<p>特定乳児等通園支援は、保護者の労働又は疾病その他の事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるものに対して提供するものとは異なるものであるため、御指摘のようなただし書を設けないこととしております。</p>
2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 検討会において、12月に自治体で条例改正させる方針にもかかわらず、11月後半の公布をすることは、地方議会の役割を軽視し、事業実施の妨げになります。法の公布から施行まで時間があつたにも関わらず、このようなスケジュールを立てたことを良く検証し、再発防止に努めてください。 ・ 議会での委員会審議を行えないため、条例が施行されるまでの間、内閣府令を条例による基準とみなす経過措置が必要です。 ・ 「事業者を利用する」は、表現上不適切です。 ・ 利用定員は、事業所ごとに定めるものです。地域型保育事業の利用定員の条などを参考とし、表現を適正化してください。 ・ 利用定員とは、その事業における最大の利用者数を指すものと考えられます。利用者数の制限に用いない一月ごとの利用定員は、事業 	<p>1点目については、ご意見として承ります。 2点目については、ご意見を踏まえ、附則第2項に所要の経過措置を定めております。 3点目については、ご意見を踏まえ、規定ぶりを修正していません。 4点目については、子ども・子育て支援法において事業所ごとに利用定員を定めることが定められているため、本府令においては規定していません。 5点目については、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の15第5項ただし書の規定に基づき乳児等通園支援事業の認可をしない場合に用いる利用定員に関する基準として規定してあります。</p>

	者を主体とする運営基準に記載すべきものではないのではないのでしょうか。	
3	<p>1 本内閣府令の施行期日は令和8年4月1日となっておりますが、市町村が制定する条例の施行日も令和8年4月1日だとすると、令和7年12月に市町村で確認の条例が制定されたとしても、市町村が令和8年1月から3月までの間に事業者の確認をすることができないのではないのでしょうか。本内閣府令や条例に経過措置は必要ないのでしょうか？</p> <p>2 乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準第13条の見出しが「虐待等の防止」となっていますが、「虐待等の禁止」の誤りだと思うので、確認の内閣府令と合わせて改正してください。</p>	<p>1点目については、ご意見を踏まえ、附則第2項に所要の経過措置を定めております。</p> <p>2点目については、ご意見を踏まえ、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和7年内閣府令第1号）についても「虐待等の禁止」とすることとしております。</p>
4	<p>2 制定の概要（3）2つ目の○の「一月当たりの利用定員」とは何ですか。</p> <p>1つ目の○の「一時間当たりの利用定員」の月延べ人数のことですか。</p>	「一月当たりの利用定員」とは、「一時間当たりの利用定員」を基に計算された月単位での利用定員を指します。児童福祉法第34条の15第5項ただし書の規定に基づき乳児等通園支援事業の認可をしない場合に用いる利用定員に関する基準として規定しています。
5	<p>本基準において、先に制定されている「乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準」における運営に関する部分と同じような項目がいくつか定められておりますが、「認可」と「確認」が同じ機関になりますので、重複する部分は本基準に定めなくてもよい、または、設備及び運営に関する基準を改正するなどの整理が必要なのではないかと思います。</p> <p>それぞれで定めなければならない理由がありましたら教えてください。</p>	「認可」と「確認」は異なる行政処分であり、結果として重複するものもありますが、それぞれの観点で必要な項目を規定する必要があると考えます。
6	(24) 虐待等の禁止について、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準においては「虐待等の防止」となっておりますが、内容に違いはありますか。	内容に違いはありません。なお、ご意見を踏まえ、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準についても「虐待等の禁止」とすることとしております。
7	利用定員について、「満年齢」（実年齢）を基準とすると、日々必要な保育士数等が変動することになり、事務が煩雑化し、保育士の業務負担が増大します。通常の保育でも、国通知に従って「歳児」を基準として運用しているため、「歳児」に改める等の対応をお願いします。	ご意見も踏まえ、1時間当たりの利用定員について、こどもの年齢による区分を設けないこととする修正を行いました。
8	<p>(30) 事故発生の防止及び発生時の対応について</p> <p>「職員」という記載があるが、これではどの職員を指すのか判然としない。</p> <p>例えば「特定乳児等通園支援事業所の職員」というように、指し示す対象を明確にすべきである。</p>	今後、必要に応じて通知等において整理してまいります。

9	<p>「市町村」の記述に不明確な箇所があると思います。 事業者は、事業所の所在地の市町村の確認を受けます。 利用者は、住所地（居住地）の認定証を受けます。しかし、利用者は広域利用が可能です。 よって、事業者は、他市町村の認定証を持つ利用者を受け入れます。 その時に、利用者が不正な使用をしたときに、事業者は、事業所の所在地の市町村に報告するのか、又は、利用者が認定を受けた市町村に報告するのでしょうか?それとも、両方の市町村に報告するのでしょうか?</p> <p>また、事故報告についても同様のことが言えると思います。</p>	<p>ご意見として承ります。 その上で、広域利用時の取扱いについては、適切な運用が図られるよう、今後、通知等において整理してまいります。</p>
---	---	---

その他2件、本府令の制定とは関係のない御意見をいただきました。